

## 審議事項（４） - 1

（内容は今後の審議により変更される場合があります）

## 関連当事者開示の検討状況（第8回）

## 1. 会計基準案関係

## ・会社法関係規則と本会計基準との関係

会社法関係規則での関連当事者開示は、業務執行者の事業運営のあり方が適切かどうかという観点も加味した開示を想定し、独自に開示除外事項を設けており、現行証券取引法上の開示目的と大きく異なると思われる。

海外の会計基準とのコンバージェンスや証券取引法上の開示目的を踏まえ、本会計基準上では、会社法関係規則には触れない形（26項等を削除）で対応することでどうか。

## ・第20項「子会社の役員」の部分

関連当事者となる「子会社の役員」について、情報収集等のコストとベネフィットを考慮して、子会社の役員が財務諸表作成会社の役員と同等であるかどうか、個々に実質判断する形がよいのではないかという意見がある。

一方、株式移転や株式交換により、従来の財務諸表作成会社が子会社となった場合のように、子会社が当該企業グループの事業運営に当たって中核となることがあるので、外形的に対象となる子会社を特定し、その子会社の役員はすべて関連当事者に含める形で整理することが考えられる。

純粹持ち株会社形態のように、企業グループの事業運営の中核となる会社が子会社である場合には、その子会社の役員を対象とし、また、企業グループの事業運営に強い影響力を持つ者が子会社の役員にいる場合には、当該役員も対象とすることでどうか（文案は未修正）。

## ・第22項「従業員の企業年金」の部分

関連当事者開示の対象となるものが分かるように記述すべきであるという意見をふまえて修正したが、これでよいか。

## ・第34項「取引条件」の部分

現行実務を踏まえ、この項を削除すべきであるという意見がある。

取引条件について独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行われた旨を記載するには、第三者との取引と比較して同等であることを要件（立証）とすることを明示するかどうか。

## 2. 適用指針案関係

## - 重要性の判断のための数値基準 -

## ・第16項（2） 資金貸借取引等の重要性の判断規準

フロー情報（取引の発生総額）について、現行の取扱いと同様、総資産の1%以上という基準でよいか。

## ・第20項 重要な共同支配企業及び関連会社の要約財務情報開示

「共同支配企業への持分比率が50%を大幅に超える場合」の判断規準を別に設定する必要はないという意見があるが、共同支配という性格を踏まえ、オフバランスの負債等をより幅広く開示するために、より低い基準を設定することでよいか。